

平成 28 年 1 月

お客さま 各位

益田信用組合

## マイナンバーの提示のお願い

平素は益田信用組合を御利用いただき御厚情のほど、心より御礼申し上げます。

さて、平成 28 年 1 月よりマイナンバー制度が開始されたことに伴い、当組合（金融機関）から税務署に提出する法定調書に個人番号（マイナンバー）、法人番号を記載することが法令で義務付けられました。

このため、平成 28 年 1 月以降に対象のお取引をされる場合は、お客さまからマイナンバー（個人のお客さま）、法人番号（法人のお客さま）のご提示をいただく必要がありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、マイナンバー、法人番号をご提示いただく主な取引と、その際に確認させていただく書類は下記のとおりです。

### 記

#### 1. マイナンバー、法人番号のご提示をお願いする主な取引

個人のお客さま	法人のお客さま
①個人向け国債	①定期預金、定期積金、通知預金
②外国送金	②外国送金
③少額貯蓄非課税制度のご利用（マル優）	③出資金 など
④少額公債利子非課税制度のご利用（マル特）	
⑤財形預金（年金、住宅）	
⑥出資金 など	

※1 住所変更、氏名変更やマイナンバーの変更が生じた場合は、マイナンバーのご提示が必要となります。

※2 マル優、マル特の限度額変更時にもマイナンバーのご提示が必要となります。

※3 マル優をご利用された自動継続扱いの定期預金で引続き非課税制度をご利用される場合は、原則、継続時までマイナンバーをご提示願います。

※4 財形預金は、お勤め先にマイナンバーをご提示いただく取扱いとなります。

## 2. マイナンバーのご提示の際に必要な書類

個人のお客さま	法人のお客さま
以下のいずれかの書類をご用意ください。 ①個人番号カード ②通知カードまたは個人番号が記載された 住民票の写し等 + 運転免許証等の本人 確認書類※1	以下のいずれかの書類をご用意ください。 ①法人番号通知書※2 ②法人番号が印刷された書類（提示日前 6 ヶ月以内のもの） + 法人を確認でき る書類※3

- ※1 写真付でない本人確認書類の場合、2種類の確認書類が必要となります。
- ※2 提示日前6ヶ月以内のもの以外は、法人を確認できる書類も必要となります。
- ※3 法人を確認できる書類とは、登記事項証明書、印鑑登録証明書、国税・地方税の領収書または納税証明書等があります。

以上